

地方からの提案個票

＜各府省第1次回答まで＞

通番	ヒアリング事項	ページ
8	児童発達支援等の無償化の対象となる場合の障害児通所給付決定における 手続の簡素化	1
9	障害児通所給付決定における有効期間の見直し	3
17	障害者総合支援法に基づく居住地特例対象施設の拡大	5
29	沿岸漁業改善資金において転貸融資を可能とする見直し	7
38	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく施設使用制限に関する見直し	15
15	国民健康保険における高額療養費支給申請手続の簡素化	19
37	法律等に基づく計画策定に係る義務付け(実質的な義務付けを含む)の見直し	21
20	農用地区域からの除外に係る8年要件の起算点の見直し	24
39	地方公務員に対する1か月を超え1年以内の期間を対象とする変形労働時間 制の適用	26

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第1次回答

管理番号

258

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

児童発達支援等の無償化の対象となる場合の障害児通所給付決定における手続の簡素化

提案団体

熊本市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

「就学前の障害児の発達支援の無償化」が実施されたことに伴い、無償化対象児童については、障害児通所給付決定における「所得区分に応じた負担上限月額」及び「多子軽減」の認定及び受給者証への記載を不要とする。

具体的な支障事例

現行では、事務処理要領(令和元年7月1日)において、「無償化対象児童の場合、無償化後の負担上限月額を記載するのではなく、所得区分に応じた負担上限月額を記載したうえで、特記事項欄に無償化対象児童であることを記載する」とされている。また令和元年8月29日発出版の無償化に関するFAQNo.21により、無償化対象児童についても多子軽減対象者は記載が必要とされている。

しかし、無償化対象児童については、無償化対象期間中に利用者負担が発生しないことが明らかであり、「所得区分に応じた負担上限月額」や「多子軽減」を認定する必要はない。特に、「多子軽減」の認定については、在園証明などを求めることとなり利用者の手間となっている。

FAQNo.18では「支給決定期間中に無償化対象期間が終了するケースがあることから、従前どおり収入認定を行っていただく必要があります」とあるが、小学校入学の前年度まで無償化が続き、就学猶予の対象となった児童についても、小学校就学の始期に達するまでの間は無償化の対象となるため、児童発達支援等の支給決定期間中に無償化対象期間が終了するケースは想定されないと思われる。

簡素化した場合の各方面への影響については、

①国保連の業務への影響については、受給者台帳の登録情報に不整合がなければ問題ないと思われるので、負担上限月額の認定時に負担上限月額と所得区分が不整合にならないように登録を行うことで影響は出ないと思われる。

②障害児通所支援事業者の業務への影響については、「所得区分に応じた負担上限月額」の認定や「多子軽減」の認定の有無にかかわらず、無償化対象児童としての請求をすることになるため、影響は特に生じないと思われる。

③保護者への影響については、「多子軽減」の認定にあたっては、在園証明等を求めることもあるため、簡素化によりそれが不要になる。特にデメリットは生じないと思われる。

④自治体業務への影響については、①に記載のとおり、負担上限月額を0円で認定する際には所得区分との整合が取れていなければならないため、その点に気をつける必要があるが、「所得区分に応じた負担上限月額」及び「多子軽減」の認定業務が簡素化されれば、事務負担の軽減は大きいと思われる。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

認定事務等が簡素化され、事務の効率化に資する。また、利用者の必要書類が削減され、利用者にとっても利

便性が向上する。

根拠法令等

児童福祉法施行令第 24 条、障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について(令和元年7月1日)、障害福祉サービス・障害児通所支援等の利用者負担認定の手引き(令和元年7月版 Ver.13)、就学前の障害児の発達支援の無償化に係る自治体事務 FAQ(令和元年8月 29 日発出版)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

福島県、栃木県、豊橋市、新潟市、上田市、沼津市、京都市、兵庫県、たつの市、防府市、松山市、長崎市

○当市においても、正確な件数は把握していないものの、同様の事例はある。本提案により、認定事務等が簡素化され、事務の効率化に資する。また、利用者の必要書類が削減され、利用者にとっても利便性が向上することが期待できる。

各府省からの第 1 次回答

「所得区分に応じた負担上限月額」及び「多子軽減」の認定業務の廃止に伴う受給者証の記載方法は、障害福祉サービス事業所における報酬の請求事務に影響を与えることになる。
一方で、利用者や自治体の事務負担の軽減は重要であることから、御提案いただいた内容について上記に留意しつつ検討を行ってまいりたい。
なお、見直しに当たっては、全国の報酬請求等の事務の混乱を回避する観点から一定の準備期間が必要と考えられ、事業所への周知や、国保連合会における報酬の審査支払に係るシステム改修の必要性を含め、検討を行ってまいりたい。

令和元年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

149

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

障害児通所給付における支給決定有効期間の見直し

提案団体

熊本市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

障害児通所支援に係る支給決定有効期間の上限を延長すること(例えば3年等とする)。

具体的な支障事例

障害児通所給付決定の有効期間については、省令により、最長1年間と定められている。そのため、最長でも1年毎に申請から支給決定までの手続きを行っている。これは、児童は成長とともに状態にも変化があるため、1年毎に、支給の要否を判断するべきだという考えに基づくものである。

しかし、現状として、一度障害児通所給付費の支給をした場合、その後は18歳到達や転出になるまで支給を継続していくことが大多数であるため、1年毎の申請が保護者にとって負担となっている。また、増加し続ける支給決定者に伴い、事務量が膨大になることで、新規申請については最長で3か月程度の待機期間が発生している。

(備考)

障害児通所支援支給決定者数 平成29年3月末:2,318人 平成30年3月末:2,873人 平成30年9月末:3,168人 平成31年4月末:3,128人

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

障害児通所支援に係る支給決定有効期間を1年から3年程度に延長することで、個々の障害児に応じて柔軟かつ適切な期間を定めて支給決定を行うことが可能となる。これにより支給決定保護者としても、適切な頻度において申請手続きを行うことが可能となる。また、有効期間の延長により事務量が軽減され、新規申請者の待機期間の改善が見込まれる。

なお、支給決定を3年にした場合における、負担上限額の決定については、毎年度行うことを想定している。

ただし、今年度10月からの「就学前の障害児の発達支援の無償化」により、対象となる3～5歳児については、その間の負担上限額の決定も不要になることが見込まれる。

根拠法令等

児童福祉法、児童福祉法施行規則、障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について(事務処理要領)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

宮城県、石岡市、大阪市、徳島市、宮崎市

○当市でも同様に、障害児通所支援に係る支給決定有効期間を1年から3年程度に延長することで、個々の障

害児に応じて柔軟かつ適切な期間を定めて支給決定を行うことが可能となる。これにより支給決定保護者としても、適切な頻度において申請手続きを行うことが可能となる。また、有効期間の延長により事務量が軽減され、新規申請者の待機期間の改善が見込まれると考えられる。
○サービス利用者や相談支援事業者の利便性等を考慮した場合、有効期間の延長は一つの方法と思われる。

各府省からの第1次回答

障害児については、発達途上にあり時間の経過と共に障害の状態が変化することから、一定期間ごとに通所給付決定の見直しを行うことが必要であり、通所給付決定の有効期間については1年を上限とし、障害児の障害状態に即した適切な通所給付決定を行うことが重要である。
御指摘も踏まえ、障害児通所給付費等に係る通所給付決定の実情を把握した上で、適切に判断してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

提案が実現した場合であっても、変化の見込まれる児童は1年未満の支給決定とすることを基本とし、相談支援事業所及びサービス提供事業所の意見を踏まえて自治体が1年以上の支給決定が可能と判断する児童のみが1年以上の支給決定となることを想定している。
また、支給決定期間の途中で状態の変化により支給決定を変更することも可能と考えている。
当該申請にかかる保護者の負担及び自治体の事務量の増大の解消は急務であり、今回提案募集制度により提案した趣旨を十分に踏まえ、地方自治体により柔軟な対応が可能となるよう早急にご検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】
提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○1次ヒアリングでは、来年度の調査研究事業で実情把握をするとのことだったが、委託を行わず厚生労働省において抽出自治体の実情を調査するなど、調査研究事業の予算を使う以外の方法により、今年度中に把握する方法も検討すべきではないか。
○2次ヒアリングまでには、実情把握の方法、内容及びスケジュールをお示しいただきたい。

各府省からの第2次回答

第1次回答でお答えしたとおり、通所給付決定の有効期間の上限については、障害児通所給付費等に係る通所給付決定の実情を把握した上で検討したいと考えている。
実情把握のための調査に当たっては、新規に通所給付決定を受けた障害児のその後の通所給付決定状況の推移について、当該障害児の年齢や障害種別、地域性等も考慮に入れつつ、十分なサンプル数を確保する必要があるが、抽出・調査に当たっては地方自治体にも御協力をお願いすることになる。地方自治体の過大な負担とならないよう、令和2年度の調査実施に向けて検討してまいりたい。

令和元年の地方からの提案等に関する対応方針（令和元年12月23日閣議決定）記載内容

5【厚生労働省】
(5)児童福祉法(昭22法164)
(v)障害児通所給付決定の有効期間(21条の5の7第8項)については、給付決定の実態等に係る調査を行い、制度運用の在り方について検討し、令和2年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第1次回答

管理番号

225

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

「障害者総合支援法」に基づく居住地特例対象施設の拡大

提案団体

埼玉県、埼玉県町村会

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

居宅や現在入所している障害者施設等から、別の市町村に存する介護施設に入所した場合に、現行では当該介護施設が所在する市町村が障害福祉サービスに係る費用を負担するが、当該介護施設入所前に費用負担していた市町村が引き続き負担するよう、居住地特例を見直すこと。

また、障害福祉サービスの利用申請手続きについても、介護保険サービスと同様に、介護施設入所前に手続きを行っていた市町村で引き続き行えるよう、居住地特例を見直すこと。

具体的な支障事例

【現行制度】

障害者施設等から介護施設に入所した方には、介護保険サービスに加えて、障害福祉サービスを利用する場合があります。

この場合に、介護保険サービスに係る費用は、障害者施設及び介護施設が介護保険法に基づく住所地特例施設に位置付けられているため、障害者施設や介護施設の入所前に居住地があった市町村が負担する。

一方、障害福祉サービスに係る費用は、介護施設が障害者総合支援法に基づく居住地特例対象施設に位置付けられていないため、介護施設が所在する市町村が負担する。

また、介護保険サービスの利用申請手続きは、介護保険法に基づく住所地特例制度により、障害者施設及び介護施設の入所前に居住地があった市町村で行うが、障害福祉サービスの申請手続きは、介護施設が障害者総合支援法に基づく居住地特例の対象外とされているため、介護施設が所在する市町村で行う必要がある。

【支障事例】

現行制度では、介護施設が所在する市町村に障害者福祉に関する財政的負担が集中してしまう。

また、介護保険サービスと障害福祉サービスの利用申請手続きについて、介護は介護施設入所前に手続きを行っていた市町村で、障害は介護施設が所在する市町村でそれぞれ行わなければならない、住民の負担になっている。

※介護保険制度に係る住所地特例については、平成27年の提案募集で複数の自治体が提案・要望した結果、見直されたものである。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

介護施設が所在する市町村へ財政負担が集中することは是正に繋がる。

また、介護保険と障害福祉サービスに関する手続きを、同じ役所で行うことができるため、住民サービスの向上にも繋がる。

根拠法令等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 19 条第 3 項、第 4 項、第 51 条の 5 第 2 項、附則第 18 条第 1 項、第 2 項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、郡山市、いわき市、須賀川市、栃木県、前橋市、千葉市、神奈川県、横浜市、川崎市、小田原市、新潟市、上田市、豊橋市、豊田市、小牧市、四日市市、京都市、兵庫県、松山市、高知県、長崎市、熊本市

○平成 30 年 4 月の介護保険制度における住所地特例対象施設の見直し（「介護保険最新情報 Vol.620 H30.2.2 付け）により、サービス付き高齢者向け住宅が住所地特例の対象施設となったが、障害者総合支援法では引き続き介護施設が居住地特例対象施設に位置付けられていないため、障害福祉サービスに係る費用は介護施設が所在する市町村が負担している。また、このことにより、利用申請手続きに係る事務負担が生じる対象利用者を増加させる結果を招いている。

○当市においても、正確な件数は把握していないものの、同様の事例はある。本提案により、介護施設が所在する市町村へ財政負担が集中することの是正に繋がり、また、介護保険と障害福祉サービスに関する手続きを、同じ役所で行うことができ住民サービスの向上にも繋がることを期待できる。

○介護保険サービスと障害福祉サービスを併用する利用者にとっては、手続きの手間や煩雑さが解消されるため、提案に賛同する。自治体においても利点が多い。特に、高額障害福祉サービス等給付費事業については、平成 30 年度より介護保険制度対象年齢以降における介護保険サービス費を償還するサービスが導入され、介護保険サービス利用情報を確認する必要がある。この際、制度間で実施主体が異なると申請勧奨や算定業務がより複雑となるため、統一されることが望ましい。

○施設入所の場合、入所者の家族は従前の市町村に居住していることが多いことから、介護保険施設に入所した場合等は各種手続きなどで家族の負担が大きいうえ、全ての手続きを一カ所で行うことができないなど、不便を強いられている。また、障がい福祉サービスや補装具支給など介護保険施設所在地の市町村の財政的負担も大きいことから、これら見直しにより事務の効率化と適正化を図ることができる。

各府省からの第 1 次回答

障害者総合支援法による介護給付費等の支給決定は、原則として障害者等の居住地の市町村が行うこととされているが、障害者支援施設等がある市町村において過度の負担となることから、障害者支援施設等に入所する障害者等については、施設入所前の居住地の市町村が行うこととされている。

その上で、障害者総合支援法による介護給付費等の支給決定に際しては、障害福祉サービスと同様のサービスを介護保険サービスにより利用できる場合は、まずは介護保険サービスを利用することとされている。介護施設に入所し介護サービスを利用しつつ、障害者総合支援法による介護給付費等を利用し、かつ、介護施設入所前の居住地の市町村以外の介護施設に入所している者は少ないと思われるが、介護施設がある市町村に実際にどの程度の負担が生じているか不明確であることから、現時点で介護施設を居住地特例の対象とすることは困難である。

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号	136	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	その他
------	-----	------	--------------	------	-----

提案事項(事項名)

沿岸漁業改善資金の金融機関による転貸融資方式の追加、転貸融資の場合の機関保証の対象化

提案団体

山口県、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

沿岸漁業改善資金の貸付において、都道府県の直接貸付制度に加え、漁協等の金融機関による転貸融資方式を追加するとともに、転貸融資方式の場合、漁業信用基金協会による保証の対象とする。

具体的な支障事例

【制度の概要】

沿岸漁業改善資金は、沿岸漁業改善資金助成法に基づき、国の助成を受けて都道府県の特別会計に資金を造成し、漁業従事者等に貸付を行う制度である。

なお、山口県では当資金の貸付原資については、平成11年度以降追加造成することなく、自己回転により事業を実施している。

【具体的な支障事例】

この貸付は、都道府県が直接貸付を行う制度となっており、漁業信用基金協会の保証を受けることができない。貸付に当たっては、担保又は連帯保証人の徴求が義務付けられているが、山口県では担保対象物件の評価や管理、また財産処分等の手続きが容易ではないこと等から、連帯保証人の徴求を原則として運用している。近年漁業者が中古船やレーダー等の購入のために当資金の利用を検討していたが、連帯保証人の確保の見込みが立たず、利用を断念した事例等がある。今後、民法が改正され、債務保証の要件が厳格化されれば、今以上に連帯保証人の確保が困難になると見込まれる。

【制度改正の必要性】

新規漁業就業者の確保・定着がより促進されるよう、資金調達手段の多様化を図るとともに、保証人の確保が困難なため当資金を利用できない漁業者への対策を講じる必要がある。

【参考】

なお、旧農業改良資金及び林業・木材産業改善資金においては、都道府県直貸方式に、金融機関等による転貸融資方式が追加されるとともに、機関保証を利用できることとされている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

漁業従事者等の選択肢が増え、当資金の活用拡大にもつながると考えられる。
金融ノウハウを活かした貸付けが可能となり、漁業者にとって利用しやすい資金制度になる。

根拠法令等

沿岸漁業改善資金助成法第6条第1項、
中小漁業融資保証法第4条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

青森県、岩手県、神奈川県、新潟県、徳島県、長崎県、宮崎県

○新規就業者が保証人を確保できずやむを得ず他資金を借入れた事例がある。また、本県の沿岸漁業改善資金運営協議会において、保証人を確保できない漁業者が当資金を利用できるよう、漁業関係者の構成員から、債務保証制度の導入を求める意見がある。

○当県においても連帯保証人の確保が困難なため、利用を断念し、他の有利子融資を利用せざるをえなかった事例がある。

○当県においても、提案団体と同様に、担保対象物件の評価や管理、財産処分等の手続きが容易でないこと等から、連帯保証人への徴求により運用している。このため、連帯保証人の確保の見込みが立たず、当該資金の利用を断念した事例があった。民法が改正された場合、さらにこうした事例が増加することが予想される。

○本県においては、長期延滞や貸し倒れ事例は無いが、貸付審査において専門知識が乏しく、金融機関による審査の方が貸し倒れリスクは減少する。また一部漁業者からは、保証人を依頼しにくいいため漁信基保証を求める要望がある。

○本県においても連帯保証人の確保がハードルとなっているとの話を聞いていることから、金融機関による転貸方式かつ機関保証とされたい。

○今後、民法が改正（債権関係）された場合、今まで以上に借受人は保証人の確保が難しくなるとともに、保証人設定の手続きが煩雑になる可能性がある。近年、沿岸漁業改善資金の利用が低下しているなか、益々の資金利用の低下が懸念される。

○沿岸漁業改善資金で現行の直接貸付方式（連帯保証人必須）と信漁連等による転貸融資方式の選択ができるのであれば、賛成である。また、転貸融資の際に漁業信用基金協会の債務保証を可能として要件とする場合、漁業者の経済的負担の軽減を図る必要がある。

各府省からの第1次回答

1 沿岸漁業改善資金は、沿岸漁業従事者等が近代的な漁業技術や新たな生産方法等を導入し、自立的に沿岸漁業の改善を図ることを目的として、沿岸漁業改善資金助成法に基づき都道府県が無利子で貸し付ける極めて政策的かつ優遇された資金であり、単なる金融措置と性格が異なる。

本資金では、地域の実情や沿岸漁業の実態を把握している水産業改良普及員や市町村、漁協などが連携し、沿岸漁業者に対して新たな技術等を普及奨励することにより貸付後においても積極的な指導・支援を行い、経営の改善を図ることとしている。

2 このように政策的に優遇された本資金に金融機関からの転貸制度を導入した場合、都道府県の事務負担が軽減される一方で、

① 関係機関が連携した政策的な融資判断ではなく、金融機関としての融資判断が優先され結果として融資が行われない可能性がある

② 保証機関による保証制度の活用についても、無利子として極めて優遇された資金の借入れに当たり、借受者に新たな負担（保証料等）が発生する等、借受者に新たな支障が生じる可能性がある。

3 現在、本資金は39都道府県で貸付けが行われており、漁業者の減少や他の金融支援もある中、直近3カ年においても年間300件前後（H24:334件、H25:315件、H26:268件）貸し付けており、現行制度においても多く利用され、沿岸漁業の経営改善に大きな役割を果たしている。

他方、山口県における近年の実績は年間約1件（H24:0件、H25:1件、H26:1件）であり、支障事例の詳細は不明であるが、法律改正を要望する事由としては乏しいものであると思われ、御提案のあった制度改正の検討に当たっては各都道府県の実態や意見を十分に精査した上で慎重に行う必要がある。

4 沿岸漁業改善資金制度の存立の大前提は借受者から資金の償還が確実に実行され繰り返し資金を必要とする者に貸付けが行われることであり、物的担保又は保証人を設定することにより確実に償還されるよう措置する必要がある。

また、本資金の個々の案件の融資判断は都道府県が行っており、物的担保や保証人の設定も都道府県が自らの政策的な判断により行うことができる。また、金融ノウハウのある漁連、漁協又は農林中央金庫に事務の一部を委託することができるため、このような金融機関との連携を図りつつ引き続き制度の趣旨に沿った適正な運営を行っていただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

旧農業改良資金と林業・木材産業改善資金は、直接貸付に加えて転貸制度が導入されているが、沿岸漁業改善資金のみ転貸制度を認められない理由を明確にされたい。

貴省の第1次回答の2におけるご指摘については、都道府県の直接貸付制度を廃止し、転貸貸付制度のみとした場合には該当するが、今回の提案は漁業者がいずれかの貸付方法を選択できるようにすることが趣旨であり、懸念には当たらない。

山口県の沿岸漁業改善資金の実績が少ないとの御指摘であるが、転貸制度の導入により特別会計に造成した資金の活用につながるものと考え提案をしたものである。また、貸付実績の多い共同提案県においても、同様の支障事例があり、制度改革を求める意見があることから、制度改革の必要性はあるものとする。

確実な償還の確保という点では、転貸制度に伴う基金協会の保証も十分な措置といえるものである。また、漁連等に事務の一部を委任することが保証人確保問題の根本的な解決につながるわけではない。

当資金が現状でも大きな役割を果たしていることに異論はないが、制度を見直すことにより、都道府県の造成資金の活用幅が広がるとともに、漁業者も自らの実情に合わせた当資金の利用が可能となるものである。また、金融機関からの貸付けの場合には、貸付審査に係る都道府県の事務が軽減される。

以上から、制度改革は必要なものとする。それに関わらず、沿岸漁業改善資金への転貸制度の導入は慎重に行う必要があるとされるのであれば、理由を明確にされたい。

なお、詳細については補足資料を参照されたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【神奈川県】

2について、

①融資判断については、金融機関任せにせず、従来どおり、関係機関の委員で構成される沿岸漁業改善資金協議会の意見を聴いた上、県が貸付け決定を行う。このため融資が行われにくくなるという懸念は少ない。

②従来どおりの連帯保証人も認めており、協会保証は借受者の判断で選択できるようにする。金銭負担が増えても協会保証を希望する者のみに適用する。

3について、

神奈川県の場合、平成25年度9件、平成26年度7件、平成27年度7件の融資実績があり、この他にも連帯保証人が見つからず漁業近代化資金で対応した事例もある。

4について、

神奈川県としては、大きな延滞や貸し倒れ事例は無いものの、借受者の利便性を図るため、選択肢の幅を広げたい。

【長崎県】

貸付資金の償還が確実に実行されることが制度存立の大前提ということであれば、転貸融資方式と機関保証の導入により、原資がより確実に保全されることになり、保証人の確保ができなかった借受者でも、当該制度を利用できるようになる。

また、平成27年2月10日に決定された「民法(債権関係)の改正に関する要綱案」では、保証人保護の方策が拡充されることになっており、公正証書の作成など保証人となることに対する手続きがより複雑になり、今以上に保証人確保が難しくなることが予想される。従って、現状のままでは、当該制度の利用を諦める事例が増えるのではないかと懸念される。

なお、一般的に金融機関が融資困難とした案件を、都道府県が保証人のみで対応することは相当難しいと考える。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。

各府省からの第2次回答

旧農業改良資金制度では、農業者が自らの創意工夫を活かして、新たな農業部門の経営を開始したり、新たな生産・販売方式を導入したりするための資金として制度が改められた際に、経営改善の見通しや貸付金の償還確実性の審査などにおいて、民間金融機関が持つノウハウを活用する観点から、転貸制度が導入された。(なお、現在は都道府県による貸付けは行われていない。)

また、林業・木材産業改善資金制度では、林業関係の制度金融において他に保証機関による保証制度が活

用できる制度資金が措置されていないことから、機関保証が活用できる転貸制度が措置されている。

一方で、沿岸漁業改善資金制度では、零細経営が多い沿岸漁業者は省力化等の近代的な漁業技術や安全確保のための施設等の導入が滞りがちであり、このような漁業技術を沿岸漁業に広く普及させ漁業経営の改善を図るためには、地域の漁業実態等を把握している都道府県が、政策的な判断により貸付けの決定を行うことが重要である。このため、都道府県による直接貸付けが適当であり、民間金融機関による転貸を設けていない。

水産庁としては、物的担保についての評価等が容易でないため活用されていないとのご指摘を踏まえ、物的担保の活用状況について各都道府県の実態を把握し、活用事例等について情報共有を図るとともに、担保措置や信漁連等に対する事務委託等の活用方法について、都道府県からの意見等も踏まえながら、物的担保が活用されるよう検討してまいりたい。

なお、他の水産関係の制度金融においては、系統資金が措置されており、その借入れに当たっては機関保証の活用が可能となっている。

平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針(平成 28 年 12 月 20 日閣議決定)記載内容

6【農林水産省】

(9)沿岸漁業改善資金助成法(昭 54 法 25)

(i)沿岸漁業改善資金については、物的担保の活用状況の実態や物的担保が活用されにくい理由等について都道府県に対する調査を平成 28 年度中に行い、その結果を踏まえ、活用事例を都道府県へ情報提供するなどの物的担保の活用による同資金の利用促進に資する措置を平成 29 年中に講ずる。

(ii)沿岸漁業改善資金の貸付方法については、上記調査結果及び同資金の利用促進に資する措置の状況を踏まえ、転貸融資方式の導入等を含め、更なる利用促進に向けた検討を行い、平成 32 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号	254	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	その他
------	-----	------	--------------	------	-----

提案事項(事項名)

沿岸漁業改善資金の金融機関による転貸融資方式の追加、転貸融資の場合の機関保証の対象化

提案団体

九州地方知事会

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

沿岸漁業改善資金の貸付において、都道府県の直接貸付制度に加え、漁協等の金融機関による転貸融資方式を追加するとともに、転貸融資方式の場合、漁業信用基金協会による保証の対象とする。

具体的な支障事例

【制度の概要】

沿岸漁業改善資金は、沿岸漁業改善資金助成法に基づき、国の助成を受けて都道府県の特別会計に資金を造成し、漁業従事者等に貸付を行う制度である。

なお、山口県では当資金の貸付原資については、平成11年度以降追加造成することなく、自己回転により事業を実施している。

【具体的な支障事例】

この貸付は、都道府県が直接貸付を行う制度となっており、漁業信用基金協会の保証を受けることができない。貸付に当たっては、担保又は連帯保証人の徴求が義務付けられているが、山口県では担保対象物件の評価や管理、また財産処分等の手続きが容易ではないこと等から、連帯保証人の徴求を原則として運用している。

近年漁業者が中古船やレーダー等の購入のために当資金の利用を検討していたが、連帯保証人の確保の見込みが立たず、利用を断念した事例等がある。今後、民法が改正され、債務保証の要件が厳格化されれば、今以上に連帯保証人の確保が困難になると見込まれる。

【制度改正の必要性】

新規漁業就業者の確保・定着がより促進されるよう、資金調達手段の多様化を図るとともに、保証人の確保が困難なため当資金を利用できない漁業者への対策を講じる必要がある。

【参考】

なお、旧農業改良資金及び林業・木材産業改善資金においては、都道府県直貸方式に、金融機関等による転貸融資方式が追加されるとともに、機関保証を利用できることとされている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

漁業従事者等の選択肢が増え、当資金の活用拡大にもつながると考えられる。
金融ノウハウを活かした貸付けが可能となり、漁業者にとって利用しやすい資金制度になる。

根拠法令等

沿岸漁業改善資金助成法第6条第1項、
中小漁業融資保証法第4条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

青森県、岩手県、神奈川県、新潟県、徳島県

○沿岸漁業改善資金で現行の直接貸付方式（連帯保証人必須）と信漁連等による転貸融資方式の選択ができるのであれば、賛成である。また、転貸融資の際に漁業信用基金協会の債務保証を可能として要件とする場合、漁業者の経済的負担の軽減を図る必要がある。

○新規就業者が保証人を確保できずやむを得ず他資金を借入れた事例がある。また、本県の沿岸漁業改善資金運営協議会において、保証人を確保できない漁業者が当資金を利用できるよう、漁業関係者の構成員から、債務保証制度の導入を求める意見がある。

○当県においても連帯保証人の確保が困難なため、利用を断念し、他の有利子融資を利用せざるをえなかった事例がある。

○当県においても、提案団体と同様に、担保対象物件の評価や管理、財産処分等の手続きが容易でないことから、連帯保証人への徴求により運用している。このため、連帯保証人の確保の見込みが立たず、該資金の利用を断念した事例があった。民法が改正された場合、さらにこうした事例が増加することが予想される。

○本県においては、長期延滞や貸し倒れ事例は無いが、貸付審査において専門知識が乏しく、金融機関による審査の方が貸し倒れリスクは減少する。また、一部漁業者からは、保証人を依頼しにくい漁信基保証を求める要望がある。

○本県においても連帯保証人の確保がハードルとなっているとの話を聞いていることから、金融機関による転貸方式かつ機関保証とされたい。

各府省からの第1次回答

1 沿岸漁業改善資金は、沿岸漁業従事者等が近代的な漁業技術や新たな生産方法等を導入し、自立的に沿岸漁業の改善を図ることを目的として、沿岸漁業改善資金助成法に基づき都道府県が無利子で貸し付ける極めて政策的かつ優遇された資金であり、単なる金融措置と性格が異なる。

本資金では、地域の実情や沿岸漁業の実態を把握している水産業改良普及員や市町村、漁協などが連携し、沿岸漁業者に対して新たな技術等を普及奨励することにより貸付後においても積極的な指導・支援を行い、経営の改善を図ることとしている。

2 このように政策的に優遇された本資金に金融機関からの転貸制度を導入した場合、都道府県の事務負担が軽減される一方で、

① 関係機関が連携した政策的な融資判断ではなく、金融機関としての融資判断が優先され結果として融資が行われない可能性がある

② 保証機関による保証制度の活用についても、無利子として極めて優遇された資金の借入れに当たり、借受者に新たな負担（保証料等）が発生する等、借受者に新たな支障が生じる可能性がある。

3 現在、本資金は39都道府県で貸付けが行われており、漁業者の減少や他の金融支援もある中、直近3カ年においても年間300件前後（H24:334件、H25:315件、H26:268件）貸し付けており、現行制度においても多く利用され、沿岸漁業の経営改善に大きな役割を果たしている。

他方、山口県における近年の実績は年間約1件（H24:0件、H25:1件、H26:1件）であり、支障事例の詳細は不明であるが、法律改正を要望する事由としては乏しいものである恐れ、御提案のあった制度改正の検討に当たっては各都道府県の実態や意見を十分に精査した上で慎重に行う必要がある。

4 沿岸漁業改善資金制度の存立の大前提は借受者から資金の償還が確実に実行され繰返し資金を必要とする者に貸付けが行われることであり、物的担保又は保証人を設定することにより確実に償還されるよう措置する必要がある。

また、本資金の個々の案件の融資判断は都道府県が行っており、物的担保や保証人の設定も都道府県が自らの政策的な判断により行うことができる。また、金融ノウハウのある漁連、漁協又は農林中央金庫に事務の一部を委託することができるため、このような金融機関との連携を図りつつ引き続き制度の趣旨に沿った適正な運営を行っていただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

旧農業改良資金と林業・木材産業改善資金は、直接貸付に加えて転貸制度が導入されているが、沿岸漁業改善資金のみ転貸制度を認められない理由を明確にされたい。

貴省の第1次回答の2におけるご指摘については、都道府県の直接貸付制度を廃止し、転貸貸付制度のみとした場合には該当するが、今回の提案は漁業者がいずれかの貸付方法を選択できるようにすることが趣旨であり、懸念には当たらない。

山口県の沿岸漁業改善資金の実績が少ないとの御指摘であるが、転貸制度の導入により特別会計に造成した資金の活用につながるものと考え提案をしたものである。また、貸付実績の多い共同提案県においても、同様の支障事例があり、制度改革を求める意見があることから、制度改革の必要性はあるものとする。

確実な償還の確保という点では、転貸制度に伴う基金協会の保証も十分な措置といえるものである。また、漁連等に事務の一部を委任することが保証人確保問題の根本的な解決につながるわけではない。

当資金が現状でも大きな役割を果たしていることに異論はないが、制度を見直すことにより、都道府県の造成資金の活用が広がるとともに、漁業者も自らの実情に合わせた当資金の利用が可能となるものである。また、金融機関からの貸付けの場合には、貸付審査に係る都道府県の事務が軽減される。

以上から、制度改革は必要なものとする。それに関わらず、沿岸漁業改善資金への転貸制度の導入は慎重に行う必要があるとされるのであれば、理由を明確にされたい。

なお、詳細については補足資料を参照されたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【神奈川県】

2について、

①融資判断については、金融機関任せにせず、従来どおり、関係機関の委員で構成される沿岸漁業改善資金協議会の意見を聴いた上、県が貸付け決定を行う。このため融資が行われにくくなるという懸念は少ない。

②従来どおりの連帯保証人も認めており、協会保証は借受者の判断で選択できるようにする。金銭負担が増えても協会保証を希望する者のみに適用する。

3について、

神奈川県の場合、平成25年度9件、平成26年度7件、平成27年度7件の融資実績があり、この他にも連帯保証人が見つからず漁業近代化資金で対応した事例もある。

4について、

神奈川県としては、大きな延滞や貸し倒れ事例は無いものの、借受者の利便性を図るため、選択肢の幅を広げたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。

各府省からの第2次回答

旧農業改良資金制度では、農業者が自らの創意工夫を活かして、新たな農業部門の経営を開始したり、新たな生産・販売方式を導入したりするための資金として制度が改められた際に、経営改善の見通しや貸付金の償還確実性の審査などにおいて、民間金融機関が持つノウハウを活用する観点から、転貸制度が導入された。(なお、現在は都道府県による貸付けは行われていない。)

また、林業・木材産業改善資金制度では、林業関係の制度金融において他に保証機関による保証制度が活用できる制度資金が措置されていないことから、機関保証が活用できる転貸制度が措置されている。

一方で、沿岸漁業改善資金制度では、零細経営が多い沿岸漁業者は省力化等の近代的な漁業技術や安全確保のための施設等の導入が滞りがちであり、このような漁業技術を沿岸漁業に広く普及させ漁業経営の改善を図るためには、地域の漁業実態等を把握している都道府県が、政策的な判断により貸付けの決定を行うことが重要である。このため、都道府県による直接貸付けが適当であり、民間金融機関による転貸を設けていない。

水産庁としては、物的担保についての評価等が容易でないため活用されていないのご指摘を踏まえ、物的担保の活用状況について各都道府県の実態を把握し、活用事例等について情報共有を図るとともに、担保措置や信漁連等に対する事務委託等の活用方法について、都道府県からの意見等も踏まえながら、物的担保が活用されるよう検討してまいりたい。

なお、他の水産関係の制度金融においては、系統資金が措置されており、その借入れに当たっては機関保証の活用が可能となっている。

平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針(平成 28 年 12 月 20 日閣議決定)記載内容

6【農林水産省】

(9)沿岸漁業改善資金助成法(昭 54 法 25)

(i)沿岸漁業改善資金については、物的担保の活用状況の実態や物的担保が活用されにくい理由等について都道府県に対する調査を平成 28 年度中に行い、その結果を踏まえ、活用事例を都道府県へ情報提供するなどの物的担保の活用による同資金の利用促進に資する措置を平成 29 年中に講ずる。

(ii)沿岸漁業改善資金の貸付方法については、上記調査結果及び同資金の利用促進に資する措置の状況を踏まえ、転貸融資方式の導入等を含め、更なる利用促進に向けた検討を行い、平成 32 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣官房 第1次回答

管理番号	229	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	その他
------	-----	------	--------------	------	-----

提案事項(事項名)

新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条に基づく施設使用制限(休業要請)を個別施設ではなく、まずは業種別に要請できるようにすること

提案団体

兵庫県

制度の所管・関係府省

内閣官房

求める措置の具体的内容

特定都道府県知事として、第45条の中で、①業種や類型ごとの要請、②個別の施設管理者等に対する要請、③それに次ぐ指示と一連で行えるよう、所要の法整備を行うこと。
第45条第2項の要請、同条第3項の指示及び同条第4項の公表について、法令上根拠のない国との事前協議を廃止すること。

具体的な支障事例

【現状】

特定都道府県知事として特措法第45条に基づき要請、指示を行う場合、国の基本的対処方針及び、国の要請・指示等のガイドラインにおいて示された手順のとおり実施することとなっている。

【支障】

そもそも、第45条第2項に基づく要請は、第24条第9項に基づく協力要請を前提としているが、特措法上、第24条第9項は都道府県対策本部長による一般的な協力要請であるが、第45条第2項は特定都道府県知事による政令の定める多数の者が利用する施設等に対する範囲を限定した要請であるため、本来は異なるものであると解釈すべきである。

このことを前提にすれば、第45条第2項に基づく要請を行う場合、いきなり個別の施設ごとに行うのではなく、まずは業種や類型ごとに法的な要請を行うべきである。

今回、パチンコ店に対して第45条を適用する際、店舗数が限定される業種であったため、第2項に基づく個別店舗への要請は可能であったが、仮に、全県的に多数の店舗等が点在し、組合など同業者の団体がいない業種や団体があっても未加盟事業者が多数存在する業種(例えば接待を伴う飲食店等)に対して第2項の要請を行うこととなると、相当数の個別店舗の営業確認等にかなりの時間を要するなど迅速な対応が困難となる。早急に蔓延防止のための休業要請の強い姿勢を示すのであれば、第45条に基づき、まず業種ごとに要請を行うべきである。

また、第45条第2項の要請に際し、国との事前協議が必要となっているため、機動的な対応が困難となっている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

都道府県知事の判断による迅速な要請や指示等が可能となり、新型コロナウイルス感染症等の蔓延防止に資する。

根拠法令等

新型インフルエンザ等対策特別措置法第 45 条第 2 項、第 3 項、第 4 項、
 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(新型コロナウイルス感染症対策本部決定)、第 45 条の規定に基づく要請、指示及び公表について(令和 2 年 4 月 23 日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

福島県、長野県、大阪府、沖縄県

○当県においても新型インフルエンザ等対策特別措置法第 45 条第 2 項に基づきパチンコ店に対して施設の使用停止要請を行ったが、これは県内の施設の全数を把握することができたため要請を行うことができたものである。しかし、例えば、インターネットカフェのように全県に店舗が多数あり、関係団体などがいない業種・業態に対しては、法第 24 条第 9 項に基づく協力の要請に反して営業を行っているという施設があっても、全施設を把握することが困難であるため法 45 条第 2 項に基づく要請を迅速に行うことができず、効果的なまん延防止策を適切に実施することができないと思料される。
 また、緊急事態措置を実施する際の国への事前協議は、法的根拠もなく、迅速な対応が困難となっている。

各府省からの第 1 次回答

新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。)に基づき、国は、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(以下「基本的対処方針」という。)で大きな方針を示し、各都道府県知事は、基本的対処方針を踏まえ、地域の感染状況等に応じ判断するという役割分担の下、それぞれの立場で役割を果たすという形で、今回の新型コロナウイルス感染症への対応に当たってきている。
 特措法第 24 条第 9 項に基づく協力要請と第 45 条第 2 項に基づく協力要請との関係については、要請の法的な強さを踏まえ、基本的対処方針において、第 1 段階として特措法第 24 条第 9 項による協力の要請を行うこととし、それに正当な理由がないにもかかわらず応じない場合に、第 2 段階として特措法第 45 条第 2 項に基づく要請等を行うこととしており、実態としては、特措法第 24 条第 9 項に基づく要請により、多くの事業者は要請に従っていたものと承知している。
 現行法体系を前提とすると、特措法第 45 条第 2 項又は第 3 項に基づく、施設の使用制限等の要請又は指示は、施設を管理する者等を対象としていること、また、第 3 項に基づく指示が、特定の者を名あて人として処分を行う行政手続法(平成 5 年法律第 88 号)第 2 条第 4 号の不利益処分該当するものと考えられることなどによれば、これらの要請又は指示は、個別の施設を対象に行うことが予定されている。
 事前協議については、特措法第 3 条第 4 項の基本的対処方針に基づき対策を実施する地方公共団体の責務規定等、さらには、新型コロナウイルス感染症対策は、近隣の都道府県同士や全国の都道府県が足並みをそろえた取組が行われる必要があること等を踏まえて、特措法や基本的対処方針にのっとった取組が行われているのか等を確認する必要があることから、基本的対処方針等に基づき行うこととしているものである。このことにより、特措法第 20 条の総合調整や特措法第 33 条の指示によらずとも、国と都道府県間における迅速かつ機動的な調整が可能となっているものと認識している。
 今般の新型コロナウイルス感染症に対する対処など、緊急事態における国と地方の役割分担のあり方については、様々なご意見があり得ると思われるが、今後も、現場で対策に当たられている地方公共団体の声を十分に聞きつつ、国と地方公共団体が密接に連携しながら、対策を進めてまいりたい。(別紙あり)

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣官房 第1次回答

管理番号

230

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく施設使用制限等の「指示」の実効性の担保

提案団体

兵庫県

制度の所管・関係府省

内閣官房

求める措置の具体的内容

休業指示に対する実効性を高めるために必要な法整備(罰則適用など)を行うこと。

具体的な支障事例

【現状】

本県では、新型コロナウイルス感染症の蔓延防止のため、パチンコ店に対し、兵庫県緊急事態措置により、①特措法第24条第9項に基づく施設の使用制限等の協力要請、②同法第45条第2項に基づく施設使用の停止(休業)の要請を行い、それでも休業要請に応じない店舗に対し、③同法第45条第3項に基づく、施設の使用停止(休業)の指示を行ってきた。

【支障】

同法第45条第3項に基づく施設の使用停止(休業)の指示を行ったものの、結局2つの店舗が営業を継続して休業指示に応じなかった。これは指示に対して、「店名の公表」しか行えず、実効性の担保が課題となっているためである。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

都道府県知事が行う休業指示の実効性が担保され、新型コロナウイルス感染症等の蔓延防止に資する。

根拠法令等

新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第3項、第4項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

福島県、茨城県、富山県、大阪府、山口県、徳島県、高知県、沖縄県

○当県では、新型コロナウイルス感染症の蔓延防止のため、①特措法第24条第9項に基づく施設の使用制限等の協力要請を行い、特にパチンコ店3店に対しては、②同法第45条第2項に基づく施設使用の停止(休業)の要請を行い、同条4項に基づき店名の公表を行ったが、要請に応じなかった。

当県が行った要請や、同条3項に基づく指示に従わなくても罰則がなく、指示に実効性がないことから、実効性を高めるために必要な法改正が必要である。

各府省からの第1次回答

特措法による施設の使用制限については、強制力を有する仕組みを導入する必要性を示す立法事実があるか否かや憲法上の議論の整理も必要であることから、慎重に検討することが必要。他の制度の運用を含めて、実効性を高めるためにどのようなことができるか検討してまいりたい。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第1次回答

管理番号

113

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

国民健康保険における高額療養費申請手続きの簡素化に係る年齢制限の撤廃

提案団体

砥部町、松山市、宇和島市、八幡浜市、大洲市、松前町、内子町、伊方町、松野町、愛南町

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

国民健康保険における高額療養費申請手続きの簡素化に係る年齢制限の撤廃

具体的な支障事例

国民健康保険の高額療養費の申請については、該当する世帯の世帯主に対し申請の勧奨通知を送付し、医療費の領収書を添付したうえで申請してもらっている。これに対し、後期高齢者医療制度では初回申請のみで以降高額療養費の該当があれば、継続支給されている。

平成28年度の提案により、70歳から74歳までの被保険者の高額療養費については市町村の判断で簡素化してよいとされたが、国民健康保険の加入者は圧倒的に70歳未満の加入者が多く、人口比にすると75%程度にもものぼる。

また、70歳以上の被保険者のみの世帯だけを簡素化の対象とした場合、70歳未満の被保険者がいる世帯と事務処理を分ける必要が生じ、事務が煩雑になってしまう。

これらについては各月の申請が必要となり、申請者側市町村側双方の事務負担が問題となっている(月間175件程度1件あたり発生する窓口対応時間約5分程度)。

また、有職者に対し高額療養費の支給対象となる都度申請を求めることは、申請者に対し負担を強いるものとなっている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

申請手続きを簡素化することにより働き手である現役世代の申請者と市町村の負担軽減が図られる。

高額療養費の支給処理について申請書の提出の有無や記載内容に誤りがないかを確認する過程が減り給付管理が容易になる。

根拠法令等

国民健康保険法、国民健康保険法施行令、国民健康保険法施行規則、「市町村が行う国民健康保険の70歳から74歳までの被保険者の高額療養費の支給申請の手続きの簡素化等について」(平成28年12月20日付保国発1220第1号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

留萌市、石巻市、つくば市、ひたちなか市、船橋市、神奈川県、横浜市、川崎市、福井市、上田市、佐久市、浜松市、三島市、名古屋市、小牧市、城陽市、うきは市、宮崎県、宮崎市

○世帯主が後期高齢医療保険加入者で、家族が若人で高額療養費が発生している場合、現行の制度では簡素化の対象にならない。具体的には、若人は長期入院中で来庁すらできないため、申請手続は高齢世帯主が行うことになってしまう。この高齢世帯主(70～74歳の場合も含む)に対し、定型的な申請手続のためだけに毎月のように来庁させるという困難を強い状況になっている。したがって、全ての世帯が振込対象になることを求める。

○オンライン資格確認が可能となれば、資格異動の頻度が高い現役世代の過誤請求が解消され、70歳未満についても申請簡素化を認めることに関するデメリットが大幅に減少すると考えられる。また、本市では、70歳以上は初回申請を受けることで2回目以降は自動償還としているが、69歳以下について区別することの説明に苦慮している。

○毎月700件程度発生する高額療養費について、令和元年4月より申請手続の簡素化を開始したが、簡素化後も毎月400件程度の窓口による支給事務が発生している。支払いスケジュールの関係上、上記件数を5日程度の期間のうちに受付をせざるを得なく、通常の窓口業務もあるため、窓口の非常な混雑を誘発し、来庁する被保険者にとっても待ち時間が長くなるなどの不利益が生じている。また、世帯構成や加入制度により手続が異なるため、来庁者間の不公平感を助長している。さらに、担当者の事務負担も増大しているため、可及的速やかなる制度改正が求められる。

○国保高額療養費は、月間400件程度受付しており、申請者・市ともに窓口申請は負担となっている。世帯合算等もあり、70歳以上の事務の簡素化では、事務の効率化につながらず、本市では全て申請での受付としている。

○本市においても、70歳未満の方は領収書を確認し支給しており、同様に申請者側市側双方の事務負担となっている。

○国民健康保険の高額療養費の申請については、該当する世帯の世帯主に対し申請の勧奨通知を送付し、医療費の領収書を添付したうえで申請してもらっている。これに対し、後期高齢者医療制度では初回申請のみで以降高額療養費の該当があれば、継続支給されている。高額療養費については各月ごとに申請が必要(70件程度)であり、また必要な領収書の紛失も多く、申請者と市の双方の事務負担となっている。

○高額療養費の支給については、①葉書による申請勧奨、②窓口での申請受付、③申請の審査、④高額療養費の振込手続と非常に業務量が多く、本市では国保窓口業務の過半を占めており業務量や郵便料等の費用面での負担が大きい状況である。また、高額療養費の申請者も各月毎の申請が必要なことから負担が大きく、特に高額療養費が少額の際には、申請の手間や申請のための交通費の負担及び北国ならではの冬季の天候悪化もあり、被保険者が申請しないケースも目立っている。更には、提案団体記載のとおり70歳以上の被保険者のみの世帯だけを簡素化の対象とした場合、70歳未満の被保険者がいる世帯と事務処理を分ける必要が生じるため、その結果事務の煩雑化並びに事務量の増大を伴い、簡素化を実施する上での支障となりうることから、支給簡素化の意義を減衰しかねない。また、70歳以上の被保険者世帯のみを簡素化の対象とするのは合理性に乏しいものと思料する。

各府省からの第1次回答

高額療養費の支給申請に当たっては、被保険者の実際の負担額の確認や、被保険者に対する過誤給付の防止等の観点から、原則として、支給申請書を添付書類と併せて保険者に提出することを求めている。

国民健康保険に加入する70歳から74歳までの被保険者については、平成28年の分権提案により、後期高齢者医療保険と同様に高額療養費の対象者が高齢であるため、毎月自治体に来庁いただく負担や、69歳以下と異なり全てのレセプトを対象としているため、書類の提出が負担となりえることを鑑み、事務的な負担が過重とならぬよう、デメリットを示した上で市町村の判断により支給申請を初回申請のみで可能としたものである。

70歳未満に対する、高額療養費の支給申請の簡素化については、以下の通りデメリットもあり、市町村の実務に与える影響を慎重に見ていく必要がある。

- ・(保険料滞納者が少ない市町村国保において、)滞納者との接触の機会が失われること
- ・レセプト情報のみで支給額を決定することとなるため、一部負担金等を支払っていない場合にも高額療養費を支給してしまう可能性があること
- ・世帯主が死亡した場合にその把握が遅れることで、相続人の口座ではなく死亡した世帯主の口座に振込処理してしまう可能性がある等、資格得喪の把握が遅れることで、被保険者に対する高額療養費の過誤給付が発生すること
- ・高額療養費支給申請書の記載項目とレセプトを突合することにより、レセプトの記載誤りを発見できることもあるが、その機会を失うこと

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府、法務省、厚生労働省 第1次回答

管理番号

210

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

関係法律等に基づく計画策定の義務付け(実質的な義務付けとなっている努力義務を含む)を見直すこと

提案団体

福島県

制度の所管・関係府省

内閣府、法務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

関係法律等による計画の策定の義務付けとされているものについて、策定、改定の時期、計画の内容について、自治体が必要性や実態を踏まえて判断できるような任意規定とすること。
また、実質的には義務付けとなっている努力義務について、策定が任意であることを周知すること。

具体的な支障事例

関係法律等による計画の策定の義務付けとされているものが多く、その一つ一つに係る当初計画の策定や大綱見直し等による改定作業が、自治体にとって大きく負担となっている。
限られた人員体制の中で行政サービスを提供する各自治体が、その計画の必要性、自治体における現状を踏まえて、策定するかしないかも含めての判断を尊重するよう求めるもの。
また、努力義務・できる規定となっている計画についても、計画策定状況を公表するなど、実質的な義務付けとなっている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

計画策定等の作業が必要なものみに収斂(しゅうれん)されることによる自治体の負担軽減。
限られた人員や体制を、計画そのものでなく、住民が求める実質的なサービスにシフトすることが出来る。

根拠法令等

<義務>

- ①都道府県基本計画(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3)
- ②都道府県障害児福祉計画(児童福祉法第33条の22)

<努力義務・できる規定>

- ③都道府県子ども・若者計画(子ども・若者育成支援推進法第9条)
- ④都道府県計画(子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条)
- ⑤都道府県行動計画(次世代育成支援対策推進法第9条)
- ⑥自立促進計画(母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条)
- ⑦都道府県推進計画(都道府県社会的養育推進計画)(平成24年11月30日付け厚生労働省子ども家庭局長通知)
- ⑧地方再犯防止推進計画(再犯の防止等の推進に関する法律第8条)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、高崎市、千葉市、三鷹市、川崎市、加賀市、長野県、知多市、鳥取県、防府市、宮崎市、指宿市

○自治体で計画の内容、必要性を判断できるようになると事務負担の軽減が図られる。また、例えばマイナンバーカード交付円滑化計画の月次報告など、国への報告頻度が著しく過剰なものもあり、報告頻度の見直しも強く求められる。

○関係法律等により、計画策定が義務付けられているものが多く、計画の策定後においても、指針見直し等による改訂作業、進捗管理等が、自治体にとって大きな負担となっている。

計画策定が補助金を受けるための前提となっているのみならず、努力義務・できる規定となっている計画についても、各自治体の計画策定状況を公表するなど、実質的な義務付けとなっている。

当市においても、令和2年度に14件のパブリックコメントを実施する予定で、アンケートやワークショップ等も増加し続けており、市民参画手続制度の簡素化、選択化も必要である。

限られた人員体制の中で行政サービスを提供する各自治体が、制度変化への対応も困難を極める中、計画策定や工程管理という作業に多くの時間を費やすことにより、業務本来の目的を見失うことのないよう、各自治体の現状を踏まえた判断を可能とするよう求めるもの。

○現在、全国知事会の地方分権改革推進特別委員会の下に設けられている「地方分権改革の推進に向けた研究会」において同様の議論がなされており、当該研究会の第2回会議における「資料1(P19～P22)」の中で、地方に対する各種計画策定規定が増えていることが示されている(下記 URL 参照)。

http://www.nga.gr.jp/data/activity/committee_pt/research/chihou_bunken_kaikaku_suishin_kenkyuu_kai/1582611970871.html

これらは、法令上努力義務規定・任意規定であっても、財政措置の要件となっているなど、事実上策定せざるを得ないものも多く、人的リソースの乏しい地方公共団体(特に小規模な市町村)にとっては対応が困難な場合がある。

地方自治体が既に策定している各種計画に、関係法令が規定する計画の趣旨にかなう記載があれば、新たな策定を不要とするなど、地方の自主的政策判断を尊重すべきである。

各府省からの第1次回答

【内閣府】

①「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV防止法)に基づく都道府県基本計画については、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実効ある推進を図るため、第一線でこうした施策に取り組むこととなる都道府県が、その実施に関する基本計画を定めることが必要であるとの考えから、平成16年の議員立法による法改正において、盛り込まれたものである。

都道府県基本計画については、既に全都道府県において策定済みであり、その内容については、適切な時期に見直しをいただき、DV防止法に基づく施策を進めていただくことが必要である。

なお、国においては、都道府県における策定が円滑になるよう、DV防止法に基づき、その策定指針となる基本方針を、策定している。

③「子ども・若者育成支援推進法」(平成21年法律第71号)に基づく都道府県子ども・若者計画の策定については、国と地方公共団体が連携の下、全体として子供・若者の健やかな育成を図るため、国の子ども・若者育成支援推進大綱を勘案し、同計画を定めることとされている一方で、それぞれの地域の実情に応じて施策が推進されるべきとの地方分権の趣旨から、努力義務とされているものである。

また、都道府県子ども・若者計画等が財政措置の要件になっているということは承知していないが、既に同計画を策定済みの都道府県においては、その内容について、子ども・若者育成支援推進法に基づく同大綱を勘案しながら、適切な時期に見直しをいただき、子ども・若者育成支援推進法に基づく施策を進めていただきたいと考える。

なお、同計画について、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づく子ども・子育て支援事業計画や次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)に基づく行動計画等、盛り込む内容が重複する他の計画と一体として策定しても差し支えない旨の運用をしているところ。

④「子どもの貧困対策の推進に関する法律(平成25年法律第64号)」に基づく都道府県基本計画については、平成25年の法案策定の際に、議員立法において、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行うため、子供の貧困対策に関する大綱(平成26年8月閣議決定)を勘案し、都道府県子供の貧困対策計画を策定するよう、努力義務として盛り込まれたものであると承知している。

また、同法律の改正法の公布時(令和元年6月19日)に各都道府県及び各政令指定都市に対して、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づく子ども・子育て支援事業計画や次世代育成支援対策推進法(平

成 15 年法律第 120 号)に基づく行動計画等、盛り込む内容が重複する他の計画と一体のものとして策定して差し支えない旨の事務連絡を发出している。

【法務省】

⑧地方再犯防止推進計画は、犯罪者等の社会復帰を促進し、安全安心な社会を実現するための重要な計画として位置付けられているところ、地方公共団体における計画の策定は、努力義務(再犯の防止等の推進に関する法律第8条)とされており、財政措置の要件等とされているものではない。

また、計画策定の時期や手続についても、策定した計画を遅滞なく公表する努力義務を定めているのみであり、地方公共団体の自主的な判断を妨げるものではない。

【厚生労働省】

②都道府県障害児福祉計画(児童福祉法第 33 条の 22)について

障害児福祉計画については、障害福祉計画と一体的に作成することができるかとされているところであるが、このうち、例えば障害福祉サービス等の必要な量の見込みについては、国の施策として、地域におけるサービス提供の整備状況等に大きな格差が生じ、障害者が必ずしも自らの選択によるサービスの提供が受けられないという問題等が生じないようにし、どの地域においても必要な障害福祉サービス等を提供することを目的に、策定を義務付けているもの。仮に努力義務とした場合、前述の目的を達成できなくなる可能性があるため、努力義務化することは困難。

他方、計画の記載事項の一部、例えば障害福祉サービス等の必要な見込量の確保方策といった具体的な手法等については、努力義務として柔軟性を持たせることで、各自治体の実情に応じた対応をとれるよう配慮した内容となっている。

なお、地方分権改革推進委員会による第3次勧告(平成 21 年 10 月 7 日)において、障害福祉計画のうち、障害福祉サービス等の必要な量の見込みについては義務付けの存置を許容されているところであり、本提案はこれまで示されていた方針と矛盾することになってしまう。

以上のことから、策定が義務付けられている障害児福祉計画について、努力義務とすることは困難である。

⑤都道府県行動計画(次世代育成支援対策推進法第9条)

次世代育成支援対策推進法(平成 15 年法律第 120 号)第9条に規定する都道府県行動計画の策定については、「できる規定」であって策定は任意化されており、策定する場合であっても、特定の事項のみの作成とすることも含めた、柔軟な対応が可能である。加えて、行動計画策定指針(平成 26 年内閣府、国家公安委員会、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第1号)において、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 66 号)第 62 条第1項に規定する都道府県子ども・子育て支援事業計画と一体のものとして策定して差し支えないこととしており、自治体の負担にも配慮したものとなっている。

以上については、「行動計画策定指針の一部を改正する告示の適用について」(厚生労働省子ども家庭局長通知 子発1210第4号令和元年12月10日)をはじめ、昨年度も含め既に繰り返し通知で明記して周知しているところであり、再度の周知は不要であると考えている。

⑥自立促進計画(母子及び父子並びに寡婦福祉法第 12 条)

ひとり親家庭等に対する施策が総合的かつ計画的に展開され、個々のひとり親家庭等に対して効果的に機能するためには、都道府県等において、ひとり親家庭等の生活の安定と向上のための措置に関する自立促進計画を策定し、地域のニーズに対応した支援施策を計画的に実施していただくことが重要である。このため、国としては各都道府県等のニーズに則した自立促進計画の策定にご尽力いただきたいと考えており、法律上策定が努力義務になっていることをもって、策定が任意であるとお示しをすることは困難である。

⑦都道府県推進計画(都道府県社会的養育推進計画)

(平成 24 年 11 月 30 日付け厚生労働省子ども家庭局長通知)

平成 28 年改正児童福祉法において、昭和 22 年の制定時から見直されてこなかった理念規定を改正し、子どもが権利の主体であることを位置付けるとともに、子どもの家庭養育優先原則が明記する抜本的な改正が行われた。この家庭養育優先原則を徹底し、子どもの最善の利益を計画的かつ速やかに実現するためには、各都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方と全体像を示し、取り組むべき支援策を明確にする必要があることから、各都道府県に対して社会的養育推進計画の策定をいただきたい旨を通知しているところである。国としては、各地域の実情は踏まえつつも、社会的養護を必要とする児童が家庭と同様の環境において養育されることなど、子どもの最善の利益はいずれの地域においても実現されるべきと考えており、社会的養育推進計画の策定が子ども家庭局長の通知に基づくものであることをもって、策定が任意であるとお示しをすることは困難である。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第1次回答

管理番号

76

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

農業・農地

提案事項(事項名)

農業振興地域制度に関するガイドラインにおける「事業完了」の取扱いの見直し

提案団体

福岡県、九州地方知事会

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

農業振興地域の整備に関する法律及びその下位法令においては、農用地区域からの除外の要件の一つとして、国営土地改良事業等の工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して8年を経過した土地であることが定められているが、この「工事が完了した年度」について、一部の地域については当該事業によって受けるべき利益が全て発現したと農林水産大臣が認める場合には、当該地域については、その旨を認めたことをもって「工事が完了した年度」としてほしい。

また、当該事業によって受けるべき利益が全て発現したと認められる一部の地域については、農林水大臣が積極的にその旨を認めてほしい。

具体的な支障事例

農業振興地域内の農用地区域からの除外については、法令において「工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して8年を経過した土地である」ことが要件の一つとなっており、農業振興地域制度に関するガイドライン第16-2-(3)-⑤においては、「『工事が完了した年度』とは、事業の効果が全体的に発現するのは事業全体が完了する時点であること及び第三者からみて8年を経過したかどうかが明確である必要があることから、工事完了公告における工事完了の日の属する年度と解されること」とされている。

河川の両岸に跨る土地改良事業において、左岸側は平成21年度に完了していたにもかかわらず、右岸側は広域であり、かつ地盤沈下対策があったことなどから、完了が平成30年度になったため、左岸側についても、平成30年度から8年間は農用地区域からの除外が一律に出来ないこととなった。

一方で、左岸側については、九州農政局長より平成21年11月に「工事の完了予定の通知」を受けるとともに、平成22年1月には土地改良法施行令第52条の2に基づく、「負担金の支払い期間の始期の指定」通知を受け、平成22年度から同事業に係る負担金の支払いを開始している。

このことは、地方農政局としても事業効果の発現は認めていた証左であると考えられる(土地改良法施行令第52条の2第4項第1号でも、「地域内にある土地の一部につき当該事業の完了によって受けるべき利益の全てが発生した」等と認められる場合の負担金の支払い始期が規定されている)。事業効果の発現が、農用地区域からの除外に係る起算点として認められない現行制度は均衡がとれていないものとする。

また、国営土地改良事業に係る特別徴収金については、当該事業の受益地が事業完了後8年を経過する日までの間に目的外用途に転用された場合に徴収できることとされているが、この場合の8年間の起算日については、当該事業の工事の完了につき「公告があった日(その日前に、農林水産大臣が、当該土地を含む一定の地域について当該事業によって受ける利益の全てが発生したと認めてその旨を公告したときは、その公告した日)」とされている。

特別徴収金制度と同様に、農林水産大臣が、当該事業によって受ける利益の全てが発生したと認めた一部の地域については、農用地区域からの除外に係る8年要件の起算点をその認めた年度の翌年度の初日とすることを求める。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

事業効果が発現した土地については農林水産大臣が積極的にその旨を認め、8年要件の起算点をその翌年度の初日とすることで、土地の効率的な利用が可能となり、地域の実情に応じた開発等に資する。

根拠法令等

農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項、農業振興地域の整備に関する法律施行令第9条、農業振興地域制度に関 16 ガイドライン第16条（農業振興地域整備計画の変更）－2(3)－⑤

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

愛媛県、久留米市

○ネットワーク型のコンパクトな都市づくりに取り組む中で、位置的ポテンシャルの高い鉄道駅周辺への都市機能とそれを支える人口の維持・誘導を目指している。しかしながら、当市も事業対象となっている土地改良事業は、50年の事業期間を有しており、その事業地は2県にまたがる膨大な面積となっている。地区全体における工事完了公告から8年経過するには、今後50年以上を必要としており、営農者も含めた市全域での持続可能な都市づくりの展開に支障をきたしている。そのため、地域の実情に応じ部分完了をもって工事の完了の日と解釈できるなど、弾力的な解釈を要望する。

各府省からの第1次回答

農用地区域内の土地を農用地等以外の用途に供することを目的として農用地区域から除外する場合の要件については、農業に関する公共投資により得られる効用の確保を図る観点から、土地改良事業等の工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して8年を経過した土地であることとしている。

この場合において、「工事が完了した年度」については、事業の効果が全体的に発現していること及び第三者からみて8年を経過したかどうかが明確である必要があることから、農業振興地域制度に関するガイドラインにおいて「工事完了公告における工事完了の日の属する年度」としている。

しかしながら、工事の完了公告前であっても、その工事の一部が完了している一定の地域について、事業の完了によって得られる効果の全てが発現していると農林水産大臣が認める場合は、これを「工事が完了した」と解することに支障がないことから、当該一定の地域について、事業の完了によって得られる効用の全てが発生したと農林水産大臣が認める時点も「工事が完了した年度」と取り扱うよう、農業振興地域制度に関するガイドライン改正を行う。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第1次回答

管理番号

241

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

雇用・労働

提案事項(事項名)

地方公務員に対する1か月を超え1年以内の期間を対象とする変形労働時間制の適用

提案団体

寝屋川市

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

企業職員等を除く地方公務員に関しては、労働基準法の「フレックスタイム制」や「1年単位の変形労働時間制」の適用が除外されているが、働き方改革の一環として、教職員については令和2年度から「1年単位の変形労働時間制」が適用される。

また、国の働き方改革の取組の一環として、平成31年4月から「フレックスタイム制」の清算期間が1か月から3か月に延長された。

これらの法改正の趣旨を踏まえ、地方公務員に関しても、条例で定めることなどにより1か月を超え1年以内の期間で勤務時間を割り振ることができるよう地方公務員法等を整備していただきたい。

具体的な支障事例

現行の法律によると、企業職員等を除く地方公務員に関しては、労働基準法の「フレックスタイム制」(第32条の3)、「1年単位の変形労働時間制」(第32条の4)の規定が適用除外とされている(地方公務員法第58条第3項本文)ため、「1か月単位の変形労働時間制」(労働基準法第32条の2)によるフレックスタイム制しか運用できない。

このような制度の下では、1か月単位での業務の繁閑には対応できても、複数月にわたる業務の繁閑には対応できず、業務繁忙時期等による時間外勤務の平準化の効果が限定的である。

【支障事例】

当市では、「1か月単位の変形労働時間制」によるフレックスタイム制を導入し、1か月の期間で日々の業務の繁閑を調整しているが、複数月にわたり業務の繁閑がある場合、どうしても時間外勤務が多く発生する月が生じることになり、業務量に応じた柔軟な働き方が十分できていない。

内部管理業務においては、出納整理事務や条例等の例規審査事務などがあるが、期間ごとの繁閑の差が著しく、1人あたりの時間外勤務時間でみると1か月に約30～55時間の差が生じ、効率的な行財政運営の支障になっている。

窓口業務においては、住民異動事務、国民健康保険事務、福祉・子育て関連の手当支給事務などがあるが、職員の勤務時間と市民サービスへの影響の相関性が高く、職員の勤務時間が固定化されすぎると、出勤状況によっては市民の窓口の待ち時間が長くなるなど、市民サービスへの支障が生じる可能性がある。

【現行制度による対応】

機構改革による業務配分の見直し、人事異動による人員配置の見直しを行ってはいるが、限られた人的財源を効果的に活用する観点から、繁忙期の業務量を基本として人員配置することはできない。

【解消策】

地方公務員の勤務時間について、3か月単位で清算できれば、より一層の業務量の平準化が見込まれ、時間外勤務の縮減及び効率的な働き方につながる。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

「職員一人ひとりが、自分のライフスタイルに合わせた働き方を選択でき、ゆとりをもって、かつ効率的に勤務できる」ようにするとともに、「実際の業務量に合わせた勤務時間を設定できる」ようにすることで、地方公務員の働き方改革の更なる推進を図ることができる。

根拠法令等

地方公務員法第 58 条第3項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

須賀川市、松山市

○当市では、フレックスタイム制度の導入を検討している段階であり、本提案のとおり1か月を超え1年以内で勤務時間を割り振ることが可能となれば、複数月にわたる業務の平準化が期待できることから、時間外勤務の縮減等の観点から望ましいと考える。

○当市でも複数月にわたり業務の繁閑がある場合、現在の疑似的なフレックスタイム制の運用では、時間外勤務が多く発生する月が生じることになり、業務量に応じた柔軟な働き方が十分にできていない。業務の実態に合わせた勤務時間を設定することで、時間外勤務の縮減及び効率的な働き方につなげることができる。と考える。

各府省からの第1次回答

労働基準法は、週 40 時間・1日8時間を上限とする労働時間を基本と定め、例外的に、特定の要件と手続きの下で労働時間の弾力化を認めている。

地方公務員の勤務時間制度は、労働基準法の規定を原則として適用することとしつつ、公務特有の要請に応えるため、国家公務員の勤務時間制度との権衡を考慮しながら、必要な限りにおいて労働基準法の適用を除外する法制を採用している。

①民間のフレックスタイム制については、始業及び終業時刻の決定を労働者が行う制度であって、公務特有の要請に応えることができないこと、②1年単位の変形労働時間制については、他律的な要因による影響を大きく受ける公務一般において、相当長期(※)における業務の繁閑を見通してすべての勤務日及び勤務時間を確定することは、困難であると考えられることなどから、それぞれの適用を除外している。

※ 公務における勤務時間の変形期間については、国家公務員の行う「公務におけるフレックスタイム制」は4週間以内、地方公務員に適用される「1箇月の変形労働時間制」は1箇月以内を限度としている。

地方公務員における働き方改革の実現に際しては、本来的な労働時間制をできる限り保障することを基本として、業務そのものの縮減・効率化など、任命権者による措置と相まって進めることが重要であると考えている。以上から、地方公務員における変形労働時間制のあり方については、現行の適用関係(1箇月単位の変形労働時間制及び公務におけるフレックスタイム制のみ適用)が適当と考えている。